


様式第4号・その1(第7条関係)

平成29年4月21日

伊万里市議会議長 盛 泰子 様

氏名 草野讓 

平成28年度伊万里市政務活動費収支報告について

伊万里市政務活動費の交付に関する条例第5条第1項により、別紙のとおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第4号・その2 (第7条関係)

平成28年度政務活動費収支報告書

議員名 草野 讓

1 収入 政務活動費 250,000 円

2 支出

項 目	金 額 (円)	備 考
研究研修費	72,660	
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費	53,760	
広報費	62,640	
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費	60,000	
合 計	249,060	

3 残 額 940 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第5号・その1 (第7条関係)

(1研修1枚作成)

研 究 研 修 費

(支出明細書)

研修内容 又は目的	第11回全国市議会議長会研究 フォーラム		
研修年月日	平成28年10月18日～ 10月20日	宿泊の有無	①有・無
研修場所	静岡県コンベンションアーツセンター		
経 費 明 細 書			
会 場 費			
講 師 謝 礼			
出席者負担金	¥7,000円		
会 費			
旅 費	¥65,660円		
宿 泊 費			
その他の経費			
合 計	¥72,660円		

政務活動費 旅費計算書

旅行者 (1)盛議員 (8)弘川議員 (14)副島議員 (21)草野議員 (23)樋渡議員

期間 平成28年10月18日～10月20日(2泊3日)

行き先 静岡県コンベンションアーツセンター(グランシップ大ホール・海)

内容 第11回全国市議会議長会研究フォーラム

備考

(単位：円)

項目	金額	摘要	
運賃	3,600	伊万里～福岡空港(往復)	
	0	福岡空港～中部国際空港	
	1,960	中部国際空港～名古屋(往復)	
	12,700	名古屋～静岡(指定・往復)	
航空機+ホテルパック (朝食付)	28,700	ホテル1泊	
宿泊料	13,100	13,100円×1泊	
食卓料(夕食相当分)	1,700	1,700円×1泊	
交通費	政令指定 都市	3,900	1,300円×3日
計	65,660		

※旅費計算につきましては、伊万里市職員等の旅費に関する条例に基づき、最も経済的な経路及び方法により算出することとなっておりますので、申し出があった経路とは異なる場合があります。

領 収 証

Receipt

No. 093301

©お客様用 15.04

Issue Date 2017年3月3日

Received from ANA 2FIV 様

お支払

現金/Cash 銀行振込/Bank transfer

クレジットカード/Creditcard

その他/other

the sum of ¥ 28,400-
in payment of 但し、外貨決済及び外貨決済
上記の金額正に領収いたしました。

入金 2016年10月4日

ANAセールス株式会社

ANA Sales Co.,Ltd.

本社 東京支店
〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目14番1号 フロントプレイス日本橋
Front Place Nihonbashi 2-14-1 Nihonbashi Chuo-ku Tokyo 103-0027 Japan

予約販売部
〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目12番14号 紙与渡辺ビル7階
Kamiyowanabe Bldg.7F 1-12-14 Tenjin Chuo-ku Fukuoka 810-0001 Japan
TEL 092-720-8560(国内旅行/Domestic travel) 092-720-8353(海外旅行/International travel)

その他

8359 6126

印 紙

Revenue Stamp

取扱印/Issued by



伊万里市議会
草野 讓 様

参加費領収証

金 7,000 円

第11回全国市議会議長会研究フォーラムin静岡の参加費として
上記のとおり領収いたしました

平成28年10月19日・20日

第11回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会
委員長 岡下 勝彦

1253-04 2490

東京都千代田区平河町2-4-

全国市議会議長会研究フォーラム報告書 In 静岡

10月19日～20日

日本が誇る世界遺産の富士山とお茶で有名な静岡県で今回第11回目の全国市議会議長会研究フォーラムが開催されました。全国からの市議会議員、約2600名を越す議会関係者が集まりました。

最初に主催者を代表して全国市議会議長会会長である、高松市議会議長、岡下勝彦議長より挨拶がありました。

挨拶の中で今後の議会の在り方として、地方公共団体のガバナンスに於ける適切な役割分担と監視権の活用による議会改革や監視能力をいかに議会が適切に発揮すべきか広く討議して頂きたいとの挨拶でありました。

プログラム

第1日目 10月19日 13:00

第一部 基調講演 「二元代表制と議会の監視機能」

講師 大森 彌氏

第二部 パネルディスカッション「監視権の活用による議会改革」

コーディネーター 江藤俊昭

パネリスト 斉藤誠

々 土山希美枝

々 谷 隆徳

々 栗田裕之

各氏でのパネルディスカッションが行われた。

第2日目 10月20日 9:00

第4部 課題討議 「監視権をいかに行使すべきか」

コーディネーター 佐々木信夫

事例報告者 佐賀 和樹

々 井上 直樹

々 島崎 健二

以上の方達で課題討議が行われた。

第一部 基調講演「二元代表制と議会の監視機能」について

大森先生の講演がありました。

日本国憲法第93条において議会議員と公共団体の長、つまり市長は住民が直接、しかも別々に選挙で選ぶ事になって

いる。つまり、二元代表制であります。選ばれた議員と首長はそれぞれの立場から、議会を通じて住民の為の政治を行うものである。しかしその審議過程において取組む手順はまったく違うのである。首長は予算編成権と議案提出権を有している。一方議会においては議案審査を行う議決機関であり、予算案、条例案など首長が提案する議案を議会が審議し、議会が議決して初めて執行部提出の案件が執行出来るのである。政策決定の流れはこう言う形で進んで行くが、制度としては、やはり上程権を持っている首長のほうが議会より優位性がある。

行政執行権は首長が持っている。議会、議員は行政のチェクマンとしての監視権を持っている。二元代表制の議会、議員のこれからの役割りは監視能力を高め討議する議会、議員に又、首長に対して友好的な態度で望みむべきだが、是は是、非は非の対応で緊張感を持って、自治体としての意思決定を適切なものにしなければならないとの説明である。

以上報告します。

第二部 パネルディスカッション「監視権の活用による議会改革」についてパネルディスカッションがおこなわれた。

コーディネーターの江藤先生

監視権についてはようやく考えられる様になった。私は 10 年位前から提唱していた。この問題は事務局の対応が重要だ。例えば機構改革を行い議会局の設置を行い専門的な人材配置を考えなければならない。議会改革を行う上で監視機能の充実を図り、その事が住民の福祉向上に繋がっていかねばならないと話された。

パネラー 齋藤誠氏

齋藤先生は法的視点から見た「監視権の活用」と云う事で話されました。

議会の監視機能を充実・強化する為には議決事件の対象について条例で定める事が出来る範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきで法律を改正しなければ、ならないとの持論を話されました。

全国の議会で契約に関する法的訴訟の判例など説明されました。監視機能の強化と難しさを痛感致しました。

パネラー 土山希美枝氏

「政策・制度」の議会による「制御」としての監視・監査を議題として説明を受けました。

自治体の役目として、市民の為によりよい政策を提案する事は当然であるが実はそれが適切であるかどうかを判断する監視機能の充実こそがこれからの議会、議員に求められている。議会の監視、監査機能を果たす役割りは、様々にあり、議会の持つ調査権、委員会の持つ調査権、議員が持つ調査権とそれぞれに異なる調査権であり、あらゆる角度から監査されるべきとの説明でありました。

パネラー 谷 隆徳氏

メディアからみた議会の監視権について

谷氏は日本経済新聞編集委員兼論説委員からの目で見えた監視権についての意見。

議会基本条例の登場から 10 年

情報公開は進展した。本議会や委員会のネット中継、議事録の公開、審議の IT 化等情報の共有化が進化した。

議会報告会の開催や、陳情、請願の取り扱いなどがある。

議会の監視機能は向上したか、については外形的には大きく変わらず、予算や条例案の「素通り」などの議会がまだ多数派だ。平成21年度から5年間に予算案を修正した議会は全体の20%だ。条例案を修正した議会は全体の23%と言う説明である。まだまだ監視能力が発揮出来ないでいる。

議会の大切な議会の「見える化」についても本会議や委員会審議についても形式的にすぎない。会派制度についても首長に対して「与党派」「野党派」とに分かれ本来の会派制度の限界にきているとの指摘であります。

メディアからの大変厳しい目線での監視権の報告でした。

パネラー 栗田裕之静岡市議会議長

監視権の活用による議会改革～静岡市議会の取り組み

- ① 調査権、検査権、監査請求などは、議会の監視機能を担保する為に制度化されたものであり、日常の議会活動で監視機能を発揮する事が重要との認識である。
- ② 議決行為や一般質問は、議員個人あるいは会派として取り組む。
- ③ 静岡市議会という組織体としては、議員発議条例や特別

委員会からの提言に注力。

- ④ 政策提言及び議員発議条例の検討に当たっては、長の取組みを調査、評価する事が不可欠であり、その観点からそれらを議会の監視の延長線上にあるもの。
- ⑤ 議員発議条例により議会の存在感を示す事が、議会の監視権を目指すことになり、長に対する制御効果にも繋がる。あるべき姿の実現に向け、長の取組みの内不足するものを条例等でカバーするものである。
- ⑥ 条例や提言の策定過程そのものが議会改革の実践の場になるものである。
- ⑦ 議員発議条例による新たな監視の仕組みなどの取組み。

以上、表にしたものを、参考に説明をされました。紙面の都合上、その資料の一部を抜粋しております。

第4部 課題討議「監視権を如何に行使すべきか」

コーディネーター 佐々木信夫氏

これからの地方議会と議員は様々な角度から広く議論を展開していかなければならない。その一つに議会の監視権の充

実が今一番問われている問題である。議会の役割りとして市長の独裁政治を防ぐと言う大きな使命を背負っている。そこでここにお集まりの方々に監視と言う事で各自治体で取組まれた事例などを報告して頂きます。

事例報告者 佐賀和樹氏（藤沢議会前副議長）

議員はどうあるべきか～100条委員会を通じて。

藤沢市は神奈川県では3番目の人口約43万人の大きな市であります。その藤沢市が平成21年9月の定例会議において土地公社の当該土地の先行取得の経緯について質疑が指摘された。その間審査を行ったが真相解明には至らなかった。100条委員会の設置を求める決議が再三提出されたが否決された。当時、何故100条委員会設置が否決されたのかその背景には市長派の議員と反市長派の議員との対立が政策論争より政争の道具化であった。否決はいづれも僅差の否定であった。

地元のマスコミ報道もこの問題を大きく取り上げた。

平成23年4月改選の選挙があり、市議会の構成が変わった。選挙の結果、真相解明を考える新人議員が多数当選した。

改選後、初回の定例会で100条委員会の設置の決議が可決した。市民からや、マスコミからの関心も高く、問題究明と解明の責任の重さを感じた。100条委員会の開催は19回を数え、証人、参考人、出席要請、証人尋問の実施は証人延べ54名（実数31名）参考人1名の尋問を実施した。

これまでの土地購入までの経緯をきちんと調査をし、調査報告書と記録類を作成した。

100条委員会の結論

土地の取得有りきで地元要望を装った作為的な作成、具体的な内容のない整備計画の策定。本件土地購入をめぐる一連の経緯は緊急性も必要性も全くなく不要な土地を不適切な市の先行取得依頼に基づいて土地開発公社が購入をしたと言う事実を、明確に示しており本件土地の取得は不当なものとして認定。

告発まで言及する事については弁護士など専門家の助言も得ながら33ページの間接報告書そして最終的に76ページにも及んだ調査報告書を作成し市長に対し以下の議会として強い措置を求めた。

◆市は本件土地を買い戻さないこと。

◆前市長を始め不当な土地取得の対する責任を追及すること

◆結果として前土地所有者を不当に利するものとなった土地購入、市にとって不用不急な本件土地の購入を先導的に推し進め、これを実現させた前市長、前副市長、前市民部自治部長の3名の行為や偽りの陳情を行った自治連合長のなした行為は、いずれも刑事上の責任が発生する可能性が極めて高いことから、刑事上の責任追求について適切に対処すべきである。この様に前市長ら4人を告発したと言う事であり、す。ちなみに調査費経費は¥4百82万8千411円であり、臨時議会報発行費は¥1百4万8千320円との説明を受けた。

100条委員会を通じて感じた事は、委員会設置は決していい事でもなく、名誉な事でもない。只、最初の頃の議論は、いがみ合って相手の反対討論ばかりでありましたが会を重ねる毎に、今我々の議会の総意を考えなければならないと言う事に気づき一つの目的に向って行く事が出来、執行部の監視機関としての使命を果せたのかなどの思いであります。

事例報告者 井上直樹（和歌山市議会議会運営委員会会長）

附属機関への参画と監視機能について

現在、和歌山市議会として参画している附属機関は26機関である。参画してのメリットとして、附属機関の議案として上程されない案件があり、その事が明らかになり、執行部の方向性が見えると言う事である。

参画している理由として「執行部の考え」は議会に対し、事前に一定の理解が得られると言う事である。「議会の考え方」は、いち早く行政の方向性が把握出来ると言う事である。

付属機関に参画して議会の検証として、長期総合計画の議決事件の追加検討をする。これは特別委員会設置の検討。長期総合計画策定審議会への参画を検討する。又、議会では全ての附属機関への参画を見直しを行う。

見直しを根拠別に検討する。法令で議員に規定されているもの。1、都市計画審議会。・社会福祉審議会等は参画する必要がある。次に条例に基づき参画しているものもある。1、住居表示審議会、2、市営住宅入居者選考委員会、3、市地域福祉計画推進協議会等24箇所あるがこれらは今後協議会を

立ち上げ検討する。

検証の結果、一例として中央卸売市場運営協議会、市民図書館協議会の建て替え移転計画では発言機会の確保が必要との事で参画必要との事。廃棄物対策審議会のゴミ袋有料化問題については、事前に研究出来る事から参画には必要なしとの事。障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会等については事前に意見を反映させ議会の総意を図るため参画は必要との事。

まとめとして、議会が付属機関に参画すべきはこれからも検討すべき課題もあり、しかし、独自性を発揮し更なる監視機能を高めなければならないとの説明である。

事例報告者 島崎健二（日田市議会議長）

地方創生に関する政策提言～日田市議会の取組み。

日田市では、平成27年8月、日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会が執行部より設置された。この審議会には議会として、積極的に関わっていかなければならないと捉え、この事を議会として無視する訳にはいかず、蚊帳の外に置かれる危機感があった。そこで審議会委員に議会より3名を選

出した。日田市は日田市版総合戦略の基本目標を掲げ

基本目標 1、日田市における安定した雇用を創出する。

基本目標 2、日田市へ新しいひとの流れをつくる。

基本目標 3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える

基本目標 4、人が共に支えあい、安全・安心で快適に暮せる

地域を創る。

議会の対応として、①常任委員会ごとに総合戦略の4つの基本目標について現状と課題、方向性を集約する。

②4つの基本目標を勘案しつつ、「現状と課題」を踏まえそれに対する「取組み内容と方策」をわかりやすくビジョンとして示すとし

①地方における安定した雇用を創出する（産業建設5項目）

②地方へ新しい人の流れをつくる（全常任委員会共通6項）

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望（教育福祉委員会5項目）

④時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守ると共に地域と地域を連携する（総務環境委員会5項目）以上を議会の対応とした。市内20地区の公民館に出向いていき議会報告会

意見交換会を全議員が4つの班に分かれてそれぞれ5地区を担当し開催した。

報告会では常任委員会別による議会からの提言（案）の協議をした。

①、地場産業の育成・支援策を強化し、安定した雇用の場の創出と拡大（7項目）

②若い人の結婚・出産・子育ての希望をかなえる（5項目）

③人を呼び込む地域力の醸成と清流復活（7項目）

以上を報告会で説明をし提案に対する市民からの意見を班ごとに整理をし、様々な意見に対しこれから進めていく上で参考にしていくとの説明であります。

平成27年11月4日、議会は地方創生に関する提言書を市長に対し議長が常任委員長と共に提出。

その後執行部と議会が摺り合わせを行い、平成28年2月に

「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完成を見た。

基本目標1、日田市における安定した雇用を創出する。

（具体的施策20）46事業687, 305千円

基本目標2、日田市へ新しいひとの流れをつくる。

(具体的施策 2 8) 1 9 事業 2 6 4, 5 6 0 千円
基本目標 3, 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
(具体的施策 1 2) 3 2 事業 7 1 2, 3 2 9 千円
基本目標 4, (具体的施策 1 3) 2 7 事業 4 2 7, 1 7 5 千円
とこの様に議会と執行部との審議によって具体的な施策
と予算までを計上する事が出来たとの説明であります。

以上 報告します。

様式第5号・その4 (第7条関係)

(年間分)

資 料 購 入 費

(支出明細書)

経 費 明 細 書			
項 目	内 容	金 額 (円)	備 考
図 書	図書名		
月 刊 誌 等	誌名 日経 グローカル	¥45,360円	
新聞購読料	新聞名 全国農業 新聞	¥8,400円	
家庭用新聞名	佐賀新聞		経費に含まない。(第1紙)
そ の 他			
合 計		¥53,760 円	

領 収 証

No 094175

草野 謙

殿

¥ 45,360

印
紙

但し 日経グローバル 購読代金として
(2016年10月～2017年3月)

上記の金額正に領収いたしました

2016年 11月 22日

港区白金 1-17-1

株式会社 日経BPマーケティング

扱 印



領 収 書

印紙税法
第5条第1
項第2号よ
り収入印紙
を貼付せず

草野 讓 様

¥ 4,200 円

全国農業新聞購読料として

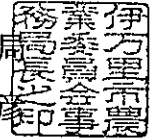
(平成28年4月～平成28年9月分)

上記の金額を領収いたしました。

平成28年10月21日

伊万里市農業委員会事務局

事務局長 松岡 猛



領 収 書

印紙税法
第5条第1
項第2号よ
り収入印紙
を貼付せず

草野 讓 様

¥ 4,200 円

全国農業新聞購読料として

(平成28年10月～平成29年3月分)

上記の金額を領収いたしました。

平成29年3月21日

伊万里市農業委員会事務局

事務局長 松岡 猛



様式第5号・その5 (第7条関係)

(1回1枚作成)

広 報 費

(支出明細書)

広 報 内 容	草野ゆづる市議会より		
実施年月日	平成 28年 11月 30日		
経 費 明 細 書			
項 目	内 容	金 額 (円)	備 考
活動報告会費	会場借上料		
	人 件 費		
	茶菓子代		
	そ の 他		
印刷費等	印 刷 代	¥62,640 ₁₉	
	コ ピ ー 代		
	用 紙 代		
	消 耗 品		
	そ の 他		
郵 送 代	封 筒 代		
	は が き 代		
	切 手 代		
そ の 他			
合 計		¥62,640	

領収証

平成28年11月9日

草野 讓 様

金額

¥ 62,640.-

但し

内訳

現金

小切手

手形

相殺

振込

上記の金額正に領収いたしました



有限
会社

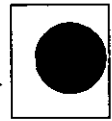
中央印刷

CHUOH PRINTING

伊万里市大坪町内1243-4

TEL (0955)22-6308

FAX (0955)22-5957



納品書

849-4274

伊万里市東山代町脇野五五二四

草野 讓

様

平成28年11月7日

No. 00002615



有限
会社

中央印刷

代表取締役 信幸

佐賀県伊万里市大坪町内1243-4

TEL (0955)22-6308 FAX (0955)22-5957

取引銀行

口座名義

品名	規格	数量	単位	単価	金額
市議会だより	A4×4P 1+1	2,000	部	29.00	58,000

上記の通り納品いたしましたのでご査収ください。

*は税込

消費税及び地方消費税

4,640

合計

62,640



草野ゆづる後援会
東山代町脇野 ☎23-9355

今後、伊万里市議会は



皆様、お久しぶりです。
お元気の事とお察し申し上げます。
私も変わりなく、元気で過ごしております。
皆様方のお蔭を持ちまして、今4期目の前半の折り返しの地点の所まで参ったところであります。
選挙後の議会人事で私は、議会運営委員会の委員長を仰せつかり、議会運

営の要の重職を拜命致しました。伊万里市議会としても、これから議会の改革、改善をして行かないければならないとの思いもあり、議長から様々な議会改革の諮問を受けるところであります。

市議会議員の定数の問題

その諮問内容とは、議会改革の一つである伊万里市議会議員の定数の問題、議会基本条例の制定について、又伊万里市議会、議会要覧の見直し等多岐にわたる項目の諮問を受けました。諮問を受けた議会運営委員会は、早速、項目の整理を図り、議員の定数の問題から取り掛かりました。

市民の意見を拾い集めて

皆様、ご存知の様に伊万里市内13



次回選挙から定数が21名での選挙戦になり3名削減

平成27年8月18日東山代公民館を皮切りに、11月12日牧島公民館まで、地区における13公民館を利用して、市民の皆様方に集まって頂き、そこに議員が出向いて行き(主に議連のメンバー)、市民との議員定数についての意見を聞く場を設けて、定数の問題は市民の意見を参考に決定すると言う企画を決め、実施致しました。

定数削減可決

13地区の公民館を廻り、計505名の参加者を集まって頂き、その中で様々な意見を出して頂き、その意見を持ち帰って議会運営委員会において整理を致し様々な角度から審議を致しました。
その間、市民からの様々な意見の分析を行い、委員会メンバーで建設的な議論を重ね7回に亘る審議を経て、次の選挙(平成31年4月)から現在の定数24名から3名削減し、定数21名と云う事に議会運営委員会としての結論を出しました。

その結論を平成27年度3月議会、3月24日の本会議において条例の制定の審議を行いました。
その結果、全会一致で定数削減は可決成立致しました。

議会改革の大きな案件の一つを達成出来ました。
そして議会は留まることなく次なる改革、改善に進めて行かなくてはなりません。

議会基本条例制定に向けて

議会運営委員会としては、次なる改革の大きな目玉である議会基本条

例制定に向けた作業に既に取り組んでおります。

この議会基本条例と言うのは、約10年前に北海道の栗山町議会において全国で始めて取り組まれた条例であります。

議会と議員のあるべき姿をきちんと文書化し、それを条例にまで取り入れると云う条例改正案であります。議運でもこの問題に取り組み、協議と審議を重ねております。

作業部会の設置

今年の4月から審議を進め、これまで11回の協議を重ね、その取り組みの方向性を定め、議長を除く23名の議員で作る特別委員会を開設し、その下に作業部会を設置する事を決めました。作業部会のメンバー構成は8名で各会派から選出されております。第一回目の会合を7月25日開催し、基本条例の策定スケジュールを検討されております。既に作業部会として3回ほど開催されており、9月6日にはこれまでの経過報告がなされました。その報告によりまず、基本条例の議会上程を28年度中の3月議会定例会に間に合う様、目標を立てて取り組む事としております。又その間には市民の皆さんに幅広く意見を募る、パブリック

コメント等も予定をされております。

これからの市議会の在り方

この様に、伊万里市議会は、議会自ら、改革、改善に取り組む、議会運営委員会として更なる改革、会議規則、条例議案又、委員会条例の見直しなど議会内部の改革にも積極的に取り組む事としております。

これまでも議会として改革には取り組まれては来ましたが、

しかし先の13地区の公民館を廻って、市民の意見をお聞きした時、多くの市民の声、意見としてこの様な市民との交流の場がもつとあつてもいいのではないかと、又議会、議員が何をされているのか判らないといった厳しい意見もありました。

我々議員はその事を踏まえ、反省する所はきちんと反省し市民に分かる議会と開かれた議会を、そして信頼される議会を目指さなければならぬと思う。伊万里市民から伊万里市議会は本当に変わったと言われ、議員自身も議員の原点に戻り、市民の為の議員であり、謙虚な態度で接しなければならぬ。

この様な議会と議員になる事を約束をし、議会改革に取り組むことをここに誓います。

ドローンについて

産業建設委員会 視察

産業建設委員会においてドローンについて視察研修を行いました。今やドローンについては、様々な角度から業界の注目を浴び熱い視線を受けている最新鋭の業界であります。



ドローンの特徴として小型化で遠隔操作で飛ぶ事が出来る、又高く飛び、移動しながらカメラで撮影が出来るなどこれまで他にない性能を持ち合わせた、飛行物体であります。様々な各界、各層から注目を集め用途については広がる一方の様であります。

危機管理業界から建設業界、又農業団体、報道業界その他実に様々な業界に利用が期待出来る様であります。

私はドローンでの農薬散布に興味があり、お尋ねを致しました。

今最新鋭のドローンでは、10ℓの液体を積み、一回の飛行時間で約20分程度飛行し、1ha位の散布が出来るそうであります。価格も従来のヘリ防除のヘリは1機約1200万円程度と聞いておりますが、ドローンの価格は約150万円程度との事であります。操縦操作もヘリと比べて、はるかにやさしく簡単ですとの事であります。これならば「個人の何人かで出し合って買ってでもいいかな」との説明であります。

議会運営委員会

行政視察報告

視察先 茨城県小美玉市、那珂市、我孫子市

7月26日～28日



議会基本条例に取り組む為、先進地事例として3箇所を視察致しました。紙面の都合もあり、伊万里市と人口規模が同じ程度の那珂市の状況を報告します。

那珂市は、人口5万5千人、面積97万平方キロと伊万里市より人口密度の高い市であります。

■基本条例制定までの経過について

平成24年9月19日、議会改革特別委員会を設置し、翌10月から議会基本条例について調査を開始し、翌年の平成25年9月議会で上程され10月

に施行されている。

議会改革特別委員会においては25回に及ぶ調査検討審議を重ねられ、約一年で策定されている。

伊万里市が那珂市を視察に選んだ理由の一つが、この一年で基本条例を策定された経過説明を当局からじかにお聞きしたかったからであります。

ちなみに小美玉市においては、議会基本条例策定に関わった委員会の議員10名の方から説明を受けました。私はこれまでの視察経験では、議員自ら説明に向いてこられるのは無かつたものですから、大変驚き感激致しました。

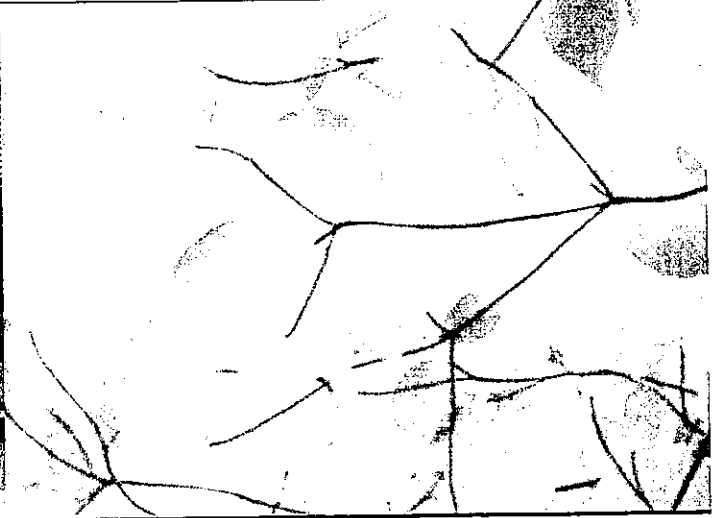
那珂市の基本条例の基本となすのは、北海道の栗山町議会の基本条例を参考に取られました。又大学の学識経験者を招いての勉強会やヒヤリングなども開催されている。

那珂市の基本条例は前文と総則第1章から第9章までを策定されてい



る。特に第2章「市民及び議会」では特に力を入れ、市民に開かれた議会を目指し議会報告会を年一回以上開催する事を決定。開かれた議会、信頼される議会そして会議の公開を原則としインターネット動画配信を実施されている。

以上報告します。



ゆづるの

コラム



伊万里市議会の

政務活動費について

今、新聞やテレビ等で盛んに報道されている政務活動費の件で、伊万里市議会の政務活動費について説明を致します。

伊万里市議会の政務活動費は年間25万円であります。

ちなみに今、騒がれている富山市議会の政務活動費は年間180万円です。月に換算しますと15万円であり伊万里市議会は月に約2万円であります。

伊万里市議会の政務活動費は、飲み食いの領収書は一切取扱ってはおりません。又会派などで視察を行う場合、航空券とホテル代セットになった格安運賃の運用を認めておりません。又視察での視察報告書も必ず提出する事になっております。

全ての費用は領収書添付でありませんが、これも厳しく審査を行います。

兵庫県議のあの泣き野々村議の発端からこれまでの富山市議会の政務活動費の一件が、あなたも報酬の二重取りの様な疑惑を国民から見られるのは残念であります。真面目に活動費を使って政務活動に勤んでいる全国の市議会議員も沢山おられます。この様な全国の市議会議員に対して富山市議会は謝罪を含め、きちんとした対応すべきである。全国の市議会議員は今回の件で大変迷惑をしております。しかも辞任された富山市議の言い訳じみた会見もあきれ話にもならない。ああ云う言い方をされるとこれは、長い間、慣習として存在し他の議員もまだいるのではな

いかと疑いたくにもなりません。又国民からそんな目で見られるのは辛い事でありませぬ。

伊万里市議会の政務活動費については日本一透明性の高い議会でありませぬが、議会でもこの件につきましてもは重く受け止め、議会運営委員会あたりでも審議をしたいと考えております。

開かれた議会を、信頼される議会を、任せて良かったと言われる議員を全身全霊をかけて頑張ります。

草野 譲



佐々木信夫氏と意見交換 全国議長会フォーラム（静岡にて）



腰岳から見える伊万里湾の風景

様式第5号・その9 (第7条関係)

(年間分)

その他の経費

(支出明細書)

項目	内容	金額 (円)
通信費	携帯電話料	30,000 円
	インターネット関連費用	年額 円 × % = 円
	タブレット(通信料) 2,500円 × 12ヶ月 = 30,000	
合計		60,000 円

【携帯電話料明細】

月	支出額	支出額の1/2	対象経費
4月			
5月			
6月	7,226.	3,613.	3,000.
7月	6,495.	3,247.	3,000.
8月	6,531.	3,265.	3,000.
9月	6,512.	3,256.	3,000.
10月	6,432.	3,216.	3,000.
11月	8,066.	4,033.	3,000.
12月	6,471.	3,235.	3,000.
1月	6,438.	3,219.	3,000.
2月	6,441.	3,220.	3,000.
3月	6,434.	3,217.	3,000.
計	67,046	33,521	30,000.

備考 対象経費は、支出額の1/2とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、月額3,000円を限度とする。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 譲 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2016年 7月13日発行)

2016年 6月ご請求分 (2016年 6月30日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7, 226 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 譲 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2016年10月13日発行)

2016年 9月ご請求分 (2016年 9月30日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 512 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 譲 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2016年 8月13日発行)

2016年 7月ご請求分 (2016年 8月1日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 495 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 譲 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2016年11月13日発行)

2016年10月ご請求分 (2016年10月31日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 432 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 譲 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2016年 9月14日発行)

2016年 8月ご請求分 (2016年 8月31日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 531 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 譲 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2016年12月14日発行)

2016年11月ご請求分 (2016年11月30日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8, 066 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 護 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2017年 1月15日発行)

2016年12月ご請求分	(2017年 1月 4日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 471 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 護 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2017年 3月14日発行)

2017年 2月ご請求分	(2017年 2月28日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 441 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 護 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2017年 2月13日発行)

2017年 1月ご請求分	(2017年 1月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 438 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お客様電話番号
(PHONE NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
草野 護 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2017年 4月13日発行)

2017年 3月ご請求分	(2017年 3月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 434 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

iPad通信料入金状況

草 野 讓 様

入金年月日	入金額	備考
平成 28 年 4 月 21 日	5,397	H28.4月分
平成 28 年 5 月 20 日	5,397	H28.5月分
平成 28 年 6 月 21 日	5,397	H28.6月分
平成 28 年 7 月 21 日	5,397	H28.7月分
平成 28 年 8 月 19 日	5,398	H28.8月分
平成 28 年 9 月 21 日	5,398	H28.9月分
平成 28 年 10 月 21 日	5,398	H28.10月分
平成 28 年 11 月 21 日	5,398	H28.11月分
平成 28 年 12 月 21 日	5,398	H28.12月分
平成 29 年 1 月 20 日	5,398	H29.1月分
平成 29 年 2 月 21 日	5,397	H29.2月分
平成 29 年 3 月 21 日	5,397	H29.3月分
合 計	64,770	

伊万里市議会議員会へのiPad通信料の入金状況は、
上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 29 年 3 月 21 日

伊万里市議会議員会 代表 盛 泰 子